10386	法規別表十六（一）［32］の欄、別表十六（二）［36］の欄、別表十六（三）［32］の欄又は別表十六（五）［30］の欄の金額	

を

10386	特別償却限度額の欄の金額	

に、

10280	法規別表十六（一）［32］の欄、別表十六（二）［36］の欄、別表十六（三）［32］の欄又は別表十六（五）［30］の欄の金額	

を

10280	特別償却限度額の欄の金額	

に、

10567	法規別表十六（一）［32］の欄、別表十六（二）［36］の欄、別表十六（三）［32］の欄又は別表十六（五）［30］の欄の金額	

を

10567	特別償却限度額の欄の金額	

に、

10286	法規別表十六（一）［32］の欄、別表十六（二）［36］の欄、別表十六（三）［32］の欄又は別表十六（五）［30］の欄の金額	

を

10286	特別償却限度額の欄の金額	

に改め、同表中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却の項、国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項、地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却の項、特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却の項、生産性向上設備等を取得した場合の特別償却の項及び公害防止用設備の特別償却の項から倉庫用建物等の割増償却の項までの規定中「法規別表十六（一）［32］の欄、別表十六（二）［36］の欄、別表十六（三）［32］の欄又は別表十六（五）［30］の欄」を「特別償却限度額の欄」に改め、同表国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例の項を次のように改める。

国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	第68条の63の2第1項	10577	法規別表十（二）「8」の欄の金額

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（法人税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の施行日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一の記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項の改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項の改正規定中「法規別表十六（一）［32］の欄，別表十六（二）［36］の欄，別表十六（三）［32］の欄又は別表十六（五）［30］の欄」を「特別償却限度額の欄」に改める。

○厚生労働省令第百四十五号

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）の施行に伴い、及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の規定に基づき、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の次に次の二十条を加える。

（特定有限責任事業組合の要件）

第二十八条　法第二十条の四第一項の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　中小企業者（法第二十条の四第一項に規定する「中小企業者」をいう。以下この号において同じ。）又は小規模の事業者（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第七条第一項第一号イ又はロに掲げる者をいい、中小企業者を除く。）のみがその組合員となっていること。

二　法第八条第七項に規定する認定の申請がなされた区域計画に定められた国家戦略特別区域障害者雇用創出事業が実施される国家戦略特別区域内のみに事業所を有していること。

三　その組合員たる事業主が雇用する労働者の数が常時障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数以上であること。

四　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第四条第一項に規定する組合契約書（次号及び第六号において「組合契約書」という。）に、その存続期間の満了の日までに更新しない旨の総組合員による決定がない限り当該存続期間が更新される旨が記載又は記録されていること。

五　組合契約書に、組合員は、総組合員の同意によらなければ、その持分を譲り渡すことができない旨が記載又は記録されていること。

六　組合契約書に、業務執行の決定が、総組合員の同意又は総組合員の過半数若しくはこれを上回る割合以上の多数決により行われる旨が記載又は記録されていること。

七　事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められないこと。